

# おむつ代医療費控除の確認フロー

①病気などによりおおむね6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けており、おむつを使っていますか？

該当しない  
→

おむつ代の医療費控除の対象外です。

該当する  
↓

②おむつ代の医療費控除を受けるのは、初めてですか？

初めて  
→

主治医に「おむつ使用証明書」の発行を依頼してください。その証明書と医療費控除の明細書を、確定申告の際に添付してください。

2年目以降  
↓

③箕面市で要介護認定・要支援認定を受けていますか？

受けている  
→

※「おむつ使用証明書」の発行料は医療機関によって異なります。  
※確定申告の手続きについては、税務署にお問い合わせください。

箕面市以外で要介護認定・要支援認定を受けている場合は、介護保険被保険者証に記載の保険者（市町村）にお問い合わせください。

受けている  
↓

「おむつ代の医療費控除に係る介護保険主治医意見書必要事項の確認申出書」に記入し、みのおライフプラザ窓口へ提出または郵送してください。  
要介護認定・要支援認定を受けたときの主治医意見書を確認し、医療費控除の対象要件に該当するかを確認します。

※要介護認定・要支援認定を受けている場合でも、必ず医療費控除の対象に該当するわけではありません。

※手続きに費用はかかりません。

※申請者あてに結果をお送りするため、本人やご家族など、税の申告をする立場のかたがご申請ください。

該当しない  
→

該当しない旨の通知書を送付します。  
この通知書では医療費控除は受けられません。  
主治医に「おむつ使用証明書」の発行が可能かお問い合わせください。

該当する  
→

該当する旨の証明書を送付します。  
その証明書と医療費控除の明細書を、確定申告の際に添付してください。

※確定申告の手続きについては、税務署にお問い合わせください。